

平成 30 年 10 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

10月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

- 議案第43号 八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 議案第44号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について・・・・・・・・・・5

議案第43号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成30年10月31日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

学校教育法施行令の一部改正に伴い、家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日（「体験的学習活動等休業日」）「えんぶりの日」を設定するためのものである。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「1月13日」を「1月12日」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項に規定する体験的学習活動等
休業日 2月17日

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第8号の休業日は、「えんぶりの日」と称する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休業日等)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から<u>1月12日</u>まで</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>(8) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項に規定する体験的学習活動等休業日 2月17日</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項第8号の休業日は、「えんぶりの日」と称する。</u></p> <p><u>6 第1項に定めるもののほか、校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない理由があると認める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。</u></p>	<p>(休業日等)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から<u>1月13日</u>まで</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項に定めるもののほか、校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない理由があると認める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。</u></p>

議案第44号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、次のとおり提出する。

平成30年10月31日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 別冊

理 由

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を定めるためのものである。